

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和38年5月に国民年金に任意加入し、保険料納付を続けてきたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、60歳に到達したことにより被保険者資格を喪失するまで保険料の未納は無く、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和43年1月から3月までの検認記録欄は、申立期間と同様に検認印が無いが、当該期間は保険料を納付した記録となっていることから、申立人は、現年度納付が遅れた場合でも、過年度納付により、未納期間が生じないように努めていたことがうかがえる。

さらに、申立期間の前後において、申立人の配偶者は同一事業所に継続して勤務しており、また、住居地に変更は無いなど、生活状況に大きな変化は無いものと考えられ、申立期間の保険料のみ納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から42年3月まで

転居前月の昭和41年12月に、転居先の家を掃除をしていたところ、集金人が訪れ、国民年金の加入を勧められたので、その場で同年12月の保険料を納付した。42年1月から3月までの保険料については年が明けてから納付した。保険料を納付した際、集金人が持参したノートに押印し、後日領収書もらった。領収書は紛失してしまったが、納付した記憶は確かであるので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、集金人が加入勧奨に来た際の申立人の記録は鮮明であり、納付したとする保険料も当時の保険料額とほぼ一致しており、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月6日に払い出されており、この時点で申立期間は現年度であることから、集金人に保険料を納付することが可能である上、申立人の夫の標準報酬月額から、当時、申立人は、保険料を納付するのに十分な資力があつたものと推認される。

加えて、申立人が所持する年金手帳や社会保険庁の記録によれば、申立人が国民年金に加入した当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は任意加入被保険者となるどころ、強制加入被保険者として記録されており、行政側の記録管理に不手際があつたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで
市役所の広報誌で未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、市役所へ出向いて窓口の女性に、妻の分と一緒に未納期間の保険料を支払ったにもかかわらず、私の分のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が市役所の広報誌で特例納付制度を知り、申立人の妻と共に申立期間の保険料を納付したとする時期は、第 1 回特例納付が実施されている期間であり、申立人は、強制加入期間であることから特例納付が可能である上、申立人の主張のとおり、申立人の妻は申立期間について、特例納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付するに当たって、市役所で女性職員に言われた金額を支払ったこと、後日、男性職員が申立期間の保険料を納付した旨を記載した念書のようなものを自宅に持参してきたことなど、当時のやり取りを具体的に記憶している。

さらに、申立人は、市役所で特例納付保険料を納付したと主張しているが、当時、申立人が居住する市では、市役所で過年度保険料を預かり、被保険者に代わって金融機関で当該保険料を納付の上、後日領収書を被保険者に郵送していた事例が確認でき、その主張に不合理なところはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB園における資格喪失日に係る記録を昭和59年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和58年4月1日からB園に勤務していたが、59年8月末、人事異動の際に厚生年金保険の期間に空白が生じている。引き続き勤務しているのに、空白期間があるのはおかしい。厚生年金保険の記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和59年9月1日付で、C県から運営を受託していたB園からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B園に係る社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が申立期間に係る資格喪失日を昭和59年8月31日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 51 年 5 月 28 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 51 年 2 月から同年 4 月までの標準報酬月額については、11 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 29 日から同年 9 月 29 日まで

昭和 48 年 1 月 8 日から 51 年 9 月 29 日まで A 社で勤務していた。同社の閉鎖登記簿を確認したところ、昭和 51 年 10 月 1 日付で倒産しているにもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所を同年 2 月 29 日に喪失しているのはおかしいのではないかと。事業主から後で保険料を返還してもらった記憶も無く、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は申立期間のうち、昭和 51 年 5 月 27 日まで A 社に継続して勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録では、51 年 2 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失となっている。

一方、社会保険事務所の記録では、同社が昭和 51 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の昭和 51 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、その後取り消しの処理が行われている者、同年 4 月 12 日に被扶養者の扶養開始の処理及び同年 4 月 19 日に扶養終了の処理が行われている者が存在していることから、社会保険事務所において、同年 2 月 29 日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の元同僚は、「昭和 51 年 5 月 17 日に、会社から初めて会社が

倒産する旨の説明を受けた。」と供述しており、この供述は、当時在職し、昭和 51 年 2 月 29 日に資格を喪失した社員 47 人のうち 31 人が同年 5 月 29 日に健康保険証を返納している事実とも符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 51 年 2 月 29 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 5 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 51 年 1 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年1月2日から同年1月6日までの期間については継続して勤務していたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を同年1月6日に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和46年1月2日から同年1月6日まで
③ 昭和46年1月6日から同年7月1日まで

A社での厚生年金の加入期間について確認したところ、昭和45年5月の1か月分の記録が無い。ずっと継続勤務していたことは確かなので記録の訂正を願いたい。また、同社C工場での資格喪失日が昭和46年1月2日となっており、次に勤務した同社D工場の資格取得日が同年1月6日となっている。同社D工場での資格取得日は昭和46年1月2日の誤りではないか。さらに、同社C工場の最後の時期は標準報酬月額が8万6,000円であったが、昭和46年1月に同社D工場に転勤直後の標準報酬月額が6万8,000円に下がり、その後同年7月の改定により8万6,000円に戻っている。家族構成等に何の変化も無いことから同社D工場に転勤直後の標準報酬は転記ミス等何らかの誤りではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出のあった在籍証明書及び同社参事の証言並びに健康保険組合から提出のあった健康保険被保険者資格喪失届により、

申立人が同社に継続して勤務し（昭和 45 年 6 月 1 日に同社B工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 4 月の社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、同社から提出のあった在籍証明書、従業員名簿及び人事発令回章の記録により、申立人が継続して勤務していた（昭和 46 年 1 月 6 日に同社C工場から同社D工場に異動）ことが確認できる上、健康保険組合から提出のあった、健康保険被保険者取得届では資格取得日が昭和 46 年 1 月 6 日となっていることが確認できることから、同社C工場における資格喪失日は、同社D工場における資格取得日と同日の同年 1 月 6 日とすることが必要である。

申立期間③について、当該期間当時の申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無い。

また、申立人は、昭和 46 年 1 月に同社D工場に異動する直前の同社C工場での標準報酬月額が 8 万 6,000 円であったのが、同年 1 月に同社D工場に異動後、標準報酬月額が 6 万 8,000 円となっていることについて、当時家族構成等に変化はなく社会保険事務所の転記ミス等何らかの間違いではないかと主張している。しかし、健康保険組合から提出のあった同社D工場に係る健康保険被保険者資格取得届により、報酬月額が 6 万 9,615 円、標準報酬月額が 6 万 8,000 円であることが確認できるうえ、昭和 46 年 4 月に昇給後、同年 7 月に標準報酬月額が随時改定されるまで標準報酬月額の改定は行われていないことから、異動後の同社D工場における標準報酬月額の減少は超過勤務手当の減少等によるものとするのが自然である。

さらに、昇給額（基本給）と標準報酬月額との差額をみると、申立期間の昭和 46 年 1 月は 17,450 円であるが、家族状況が同じ同年 10 月以降にもその差額は 19,800 円となっている期間があり差額に著しい相違はみられないことから、申立期間の標準報酬月額が不自然とまではいえない。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月25日から46年1月1日まで
昭和45年4月にA社に入社し、継続して同社で勤務していたにもかかわらず、自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同年12月25日から46年1月1日までの期間が抜けている。A社を途中で退職することなく継続して勤務し、保険料は毎月の給与から天引きされていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年12月25日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から49年3月まで

私は20歳からは国民年金保険料は納めていない。その後、A団体に勤務し厚生年金に加入していた。昭和54年9月にB市に帰った時、国民年金の手続の時に保険料の未納が分かり、社会保険事務所の担当者から今からでも納められることができると言われたので現金で納めた。その時妻も未納期間があったので一緒に納めた。

上記期間が未納とされているのは納得できないため、国民年金の記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月11日に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できるが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は加入手続時においてさかのぼって妻の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したとしているが、昭和54年10月ころの加入手続により国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この時期は第3回目の特例納付期間であるものの、加入手続及び保険料納付については当時のA団体の会計担当者が行っていたため申立人は関与しておらず、国民年金の加入及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 53 年 9 月まで

昭和 53 年 10 月に結婚したが、当時は夫が厚生年金保険に加入していたので任意のため未加入であった。昭和 54 年 9 月に B 市に帰り、国民年金の手続の時に保険料の未納が分かり、社会保険事務所の担当者から今からでも納めることができると言われたので現金で納めた。その時、夫も未納期間があったので一緒に納めた。

上記期間が未納とされているのは納得できないため、国民年金の記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 10 月 11 日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できるが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は加入手続時においてさかのぼって夫の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したとしているが、昭和 54 年 10 月ころの加入手続により国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この時期は第 3 回目の特例納付期間であるものの、加入手続及び保険料納付については当時の A 団体の会計担当者が行っていたため申立人は関与しておらず、国民年金の加入及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から40年12月まで
私が実家にいた時の国民年金保険料は、母が納付していたと聞いている。証拠となるものは残っていないが、実家にいた期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の母については、既に他界し、その証言を得ることができず、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和41年8月25日であることが確認できる上、社会保険庁の記録では国民年金の資格取得日が同年1月1日であり、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことや、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 44 年 3 月まで

昭和 42 年当時、実家は農業をしており、母が家族みんなの保険料を集金人に払ってくれていたことを憶えている。

家族は全員国民年金だったし、私だけが一部の期間の納付記録が漏れていることに疑問を持っている。

しかし、払ってくれていたはずの母は既に亡くなっており、当時はすべて母に任せていたため、今となってはそれ以上のことは分からないが、払ってくれていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親、当時同居していた申立人の父親及び兄については国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を含むすべての期間を納付していることが確認できることから納付意識の高さがうかがえる。また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により前記 3 人の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人の母親は集金人に納付していたとすることを考え合わせると、母親が家族の保険料と一緒に納付していたことは推認できる。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 10 月 6 日に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は過年度納付となるため集金人により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておら

ず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 6 月から 41 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 6 月から 41 年 4 月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料納付に関与していなかったが、母親や妻から保険料を納付していたと聞いている。当時、自営業で経済的に困っていたような状況に無く、未納は考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与していない上、申立人の妻も、申立期間の保険料納付には関与していないとしており、申立人の母親は他界していることから、保険料納付の状況が不明である。

また、市役所が保管する国民年金被保険者名簿を基に、申立期間当時、納付記録がある申立人の妻及び弟の納付日を見ると、昭和 38 年度以降は同一日であるものの、それまでの間は必ずしも同一日に同一期間の保険料を納付している状況では無く、申立人の母親が三人分をまとめて同じように納付していたとも推認し難い。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言を得られない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から47年3月まで
申立期間当時、私は大学生であったが、何年か後に、母親が心配して、私の国民年金保険料をまとめて支払ったと聞いている。申立期間の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しており、申立人自身が国民年金保険料の納付に関与していないため、申立期間に係る保険料の納付時期や納付方法等が不明である。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月21日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点において、申立期間の一部である44年3月から同年12月までの保険料については時効により納付することができない。

さらに、社会保険事務所で保管している申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和47年4月から49年3月までの期間については、申請免除の手続きを行い保険料の納付が免除されており、この期間中に過年度となる申立期間の保険料をまとめて納付したとは考え難く、むしろ、保険料の納付が免除されていた期間のうち、47年4月から48年3月までの保険料について56年3月22日に追納していることが確認できることから、申立人の母親がまとめて納付したのは、この期間の追納保険料とみるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 51 年 6 月までの期間、54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間、61 年 12 月から 62 年 1 月までの期間及び 62 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 12 月及び 62 年 1 月
④ 昭和 62 年 10 月から平成 2 年 9 月まで

私は、事業所を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、区役所に出向き、その時に国民年金保険料を納付した。

また、結婚後は、夫婦二人分の保険料を私が最寄りの銀行や郵便局の窓口で納付した。

納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、事業所を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、それぞれ A 区役所、B 区役所に出向き、その際に国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付した際、国民年金手帳は発行されず、その後も、区役所から国民年金手帳の送付は無かったとしているが、昭和 50 年ころ、あるいは 54 年ころに国民年金保険料を納付すれば、その時点で初めて国民年金に加入することになることから、国民年金に加入した者に対して国民年金手帳が発行されなかったとは考え難い。

また、当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間①及び②の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、申立期間③及び④について、申立人は、金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したとしている。

しかしながら、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月24日に職権適用により払い出されていることが確認できる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、同日より前に国民年金の加入手続がなされていないことが推認でき、この時点では、申立期間③の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間④について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和63年11月以前の保険料は、時効により納付することができない上、同年12月以降についても、申立人は保険料をまとめて納付した記憶は無いとしていることから、保険料を納付したものと^{あいま}は考え難い。

さらに、申立人は、保険料を納付した時期や納付金額の記憶も曖昧である上、申立人が申立期間③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 508

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から47年12月まで

私は、昭和47年か48年ころ、区役所の職員が自宅を訪ねて来て、保険料を10年分払えるという説明を受け、国民年金に加入した。後日、10万円ぐらいをまとめて支払った。私は、国民年金保険料をきちんと支払っていることを常々家で話していたので間違いない。確かに保険料を納付したのに未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年か48年ころに国民年金に加入し、特例納付により保険料を一括納付したと主張しているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年12月10日となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に初めて加入したと推認される。

また、申立人は10年分の保険料として10万円ぐらいを納付したと主張しているほかは、国民年金の加入状況及び保険料納付に関する具体的な記憶がない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 37 年 3 月 2 日まで

社会保険事務所の記録では、過去の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給したことになっているとのことだが、自分としては受給した記憶は無い。脱退手当金という制度があるのは知っていたが、退職後、請求手続をした覚えは無い。脱退手当金として支給済みとなっているのは納得ができないので、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 37 年 5 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金に加入すべき期間があったにもかかわらず、昭和 48 年ころまで国民年金の加入手続をしておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から意見聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
教員になるため、昭和 40 年 2 月 28 日付で退職した。自分自身が給与計算をしていたので、退職月の保険料を天引きしたことをはっきり憶えている。資格喪失日は同年 3 月 1 日となるべきところが、同年 2 月 28 日になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社。）に昭和 40 年 2 月 28 日まで勤務していたことから、同年 3 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかし、同社では人事台帳等の記録は保存期限を経過し現存しておらず、これを確認することができない。

また、申立人は、業務を引き継いだ女性社員が、申立人の資格喪失日を退職日である昭和 40 年 2 月 28 日と記載し、社会保険事務所に誤った日付の資格喪失届を提出したと主張しているが、申立人の被保険者資格喪失日が昭和 40 年 2 月 28 日と記載されている健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日の前後約 2 年間について厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の資格喪失日を見ると、月の初日に資格を喪失している者は 1 人のみで、それ以外の各人の資格喪失日は区々となっていることから、申立人の資格喪失日の届出が誤って行われたことを推認することができず、申立期間当時の状況を知る関係者からも、誤った届出が行われたことをうかがわせるような証言を得ることはできなかった。

加えて、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで
私は、中学校を卒業後の昭和 32 年 5 月ころに、親戚の紹介でA社に勤めたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等で確認を行ったものの適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局に商業登記は見当たらない。

さらに、申立人は、A社の社長や同僚の氏名について、一人の同僚を除き、名字のみの記憶しか無く、姓名を記憶していた一人についても連絡先が不明であることから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人は当該事業所の敷地内に住込みで働き、小遣いのような感じで給料をもらい、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いと述べており、厚生年金保険料控除についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。